

第百十三回国会 文教委員会議録第八号

昭和六十三年十一月四日(金曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 中村 靖君

理事 愛知 和男君 理事 岸田 文武君

理事 北川 正恭君 理事 鳩山 邦夫君

理事 町村 信孝君 理事 佐藤 徳雄君

理事 鍛冶 清君 理事 林 保夫君

逢沢 一郎君 青木 正久君

井出 正一君 石渡 照久君

工藤 巖君 佐藤 敬夫君

齊藤斗志二君 谷川 和穂君

渡海紀三朗君 松田 岩夫君

谷津 義男君 江田 五月君

嶋崎 讓君 中西 續介君

馬場 昇君 有島 重武君

日笠 勝之君 北橋 健治君

石井 郁子君 山原健二郎君

田川 誠一君

出席國務大臣 文部大臣 中島源太郎君

出席政府委員 文部政務次官 船田 元君

文部大臣官房長 加戸 守行君

文部省教育助成局長 倉地 克次君

委員外の出席者 人事院事務総局 給与局給与第二課長 原口 恒和君

文教委員会調査室長 松原 莊頼君

委員の異動 十一月四日

辞任 補欠選任

第一類第六号 文教委員会議録第八号 昭和六十三年十一月四日

杉浦 正健君 谷津 義男君
市川 雄一君 日笠 勝之君

同日 補欠選任

辞任 谷津 義男君 杉浦 正健君

日笠 勝之君 市川 雄一君

本日の会議に付した案件

教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十二回国会閉法第四五号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

第百十二回国会、内閣提出、教育職員免許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。馬場昇君。

○馬場委員 大臣、教育界にとって、特にその総本山ともいべき文部省の中の最も高級官僚にかかわる疑惑事件が起きたわけでございまして、非常に遺憾なことでございますが、この問題につきましては免許法の質疑の後半において尋ねたいと思っております。

そこで、私は本委員会におきまして免許法にかかわって多くの質疑が行われたわけでございまして、我が党におきましては私が最後の質問になるんじゃないかと思っておりますので、今まで質疑応答の中で幾つか問題点が明らかになりましたので、きょうはその点について最高責任者としての大臣に確認をお願いしたい、そういう立場で質問を申し上げます。

まず第一点でございますけれども、戦後の我が国の教育養成は、戦前の師範学校を中心とした閉鎖的な国家主義的な教育養成の反省の上に立ちま

ずきまして教育職員免許法を定めまして、大学における開放的な養成を基本理念としておる、こういうぐあいに思いますが、大臣、いかがでござい

ますか。

○中島國務大臣 馬場委員おっしゃいますように、戦後の教員養成の原則をどう考えるかということでございますが、戦後の教員養成は日本国憲法、教育基本法、学校教育法に基づきまして教育職員免許法を定めておりまして、大学における開放的な養成を基本理念の一つとして行ってきたものでございまして、今後ともこの理念は遵守してまいりたい、このように考えております。

○馬場委員 日本国憲法に従って教員養成を行うことは当然でございますが、そういう意味におきまして、この委員会でも教員免許状を取得する者は大学において一般教養で憲法の二単位を必修にするんだ、こういう答弁もございましたが、それはそれでいいですね。

○倉地政府委員 今後単位の修得方法につきましては文部省令で定めることになっておりますけれども、その中でそのように措置したいというふうに考えている次第でございます。

○馬場委員 次の問題としまして、教育職員の資格と免許に関する制度というものは法律で定めておるわけでございまして、今後とも法律で定めるという原則を私に変えてはいけないと思うのですけれども、大臣、どうですか。

○中島國務大臣 教育職員の資格と免許に関する制度は、今後とも法律で定めるという原則を私に変えるという事は考えておりません。

○馬場委員 議論されたところでございますけれども、教員免許法の基本理念として、この委員会

で次のようなことが指摘されております。

まず第一に、免許主義であるのだ、二番目に

専門職制の確立である。三番目に大学において教員を養成するのだ、養成は開放制でいくのだ、現職教育を尊重するのだ、こういうことが現行免許法を流れる五原則と言われた方もおるわけですが、

これも、原則だと私も認識しておるわけですが、この基本理念というのは今後とも堅持していかれますか。

○中島國務大臣 今おっしゃいました基本理念、繰り返すようで失礼でございますが、免許主義の徹底と教職課程履修による専門職制の確立、大学における開放制の教員養成、それから現職研修の重視、この基本理念は今後とも堅持してまいります。

○馬場委員 今回の改正は、学歴主義を持ち込むのではない、学歴社会を助長してはいけない、こういうことも議論されまして、教員の序列化、管理体制を強化する意図ではないのだ、こういうことが答弁されておるわけでござい

ます。

そういう中で、教養審査の標準というのを一種にしたのだ、初級というのを二種にしたのだ、こういうことには序列の印象を与えないためにしたのだ、こういうような答弁もござい

ましたが、この免許法の改正によりまして教員の序列化、管理体制の強化を意図していないということを確認していいですか。

○中島國務大臣 おっしゃるとおり、今回の改正は学歴社会を助長しましたり、あるいは教員の階層化を意図したものではありません。教養審査申の標準免許法を法律におきまして一種免許状、初級免許状を二種免許状といたしましたのも階層化の印象をなくすためのものでござい

ます。

○馬場委員 次に、専修、一種、二種の免許状はいずれも普通免許状であって、名称は違わうけれども対等、平等の関係で、担当する教育活動に変わりはなくして職務内容は全く同じである、こう答弁

まず第一に、免許主義であるのだ、二番目に

専門職制の確立である。三番目に大学において教員を養成するのだ、養成は開放制でいくのだ、現職教育を尊重するのだ、こういうことが現行免許法を流れる五原則と言われた方もおるわけですが、

これも、原則だと私も認識しておるわけですが、この基本理念というのは今後とも堅持していかれますか。

○中島國務大臣 今おっしゃいました基本理念、繰り返すようで失礼でございますが、免許主義の徹底と教職課程履修による専門職制の確立、大学における開放制の教員養成、それから現職研修の重視、この基本理念は今後とも堅持してまいります。

○馬場委員 今回の改正は、学歴主義を持ち込むのではない、学歴社会を助長してはいけない、こういうことも議論されまして、教員の序列化、管理体制を強化する意図ではないのだ、こういうことが答弁されておるわけでござい

ます。

して、その意欲を持たれる方、それぞれの免許状
を取得するための意欲も持つていらつしやるわけ
でありますね。それだけの方々、いろいろ能力も
ございましょうし、そういう面も配慮いたす必要
もございましょう。したがって、私どもとい
たしましては御本人の意見に配慮する、こういう
点で御理解をいただきたいと存じます。

○馬場委員 大臣、あなたずつとここで自由に答
弁されていたのと、今、答弁は官僚の耳打ちによつ
て、あなたの人物とかあなたの行政姿勢というの
は一つも出ていない。大臣がそんな主体性がない
ような格好でこんな免許法提案されたってかなわ
ぬですよ。これは答弁に当たってぜひ配慮してい
ただきたいと思うのです。

次は、二種から一種に変更については義務づけ
ておるわけですが、十五年経過後の、私
たちによりますと、私はベナルティとか制裁措
置と考へておるのですけれども、軽減措置がなく
なっていますね。単位の軽減措置がなくなつてお
る。これはやはりベナルティだ、制裁措置だと
私は思うのですけれども、このことはこの法律か
ら取り外すべきだと私は思うのですけれども、こ
ういう状況の中で修正ができないとすれば運用に
当たつてそういうことのないようにぜひ運用をお
願ひしたいと思うのですが、大臣、どうですか。

○中島國務大臣 おつしやる件につきましては、
二種免許状から一種免許状への変更に当たりまし
て十五年後の措置の適用を受けることのあるま
んように、事前に十分な指導助言を行いたいと思
じます。

○馬場委員 現職教員で大学院の修士課程におい
て進修する人もおろし研修する人もおるわけで
ございますけれども、これも現職教員で任命権者
とかその他が恣意によつてこの人は大学院で修士
課程を研修させるとか進学させるとか、この人は
させないとかと、そういう恣意的な研修機会の与
え方ではなしに、やはり公平に本人の希望に従つ
て積極的にそれを保障するように努めるべきでは
ないか、こういうふうに思います。どうで

すか。
○中島國務大臣 おつしやいますように、現職教
員で大学院修士課程進学を希望される方、いらつ
しやると思ひますが、その進学の機会が引き続き
得られますようにしたいと思つております。また、
大学院の拡充にも一層努めてまいりたい、このよ
うに考えます。

○馬場委員 大臣、あなたは文部行政として一番
大切な公平、公正でなければならぬということ
故意にさつきから外して答弁してありますね。あ
なたの文部行政は公平、公正ではやりたくないの
ですか、公平、公正に文部行政やるのですか、そ
だけ聞いてからまた質問をやりませう。

○中島國務大臣 公平、公正ということはもちろ
んあると思ひます。ただ、先ほども申しましたよ
うに、大変幅広い方々に人数上もなろうと思ひま
す。また個性、能力もあろうと思ひます。したがつ
てそれは無差別な公正、公平ということではなく
て、それぞれの任に應じた公平、公正であるべき、
このように考へておるわけでございます。

○馬場委員 私が言つておるのは、公平、公正と
いうのが原則で、その上にいろいろな実情があり
ますからそれを考へるといふのは従でなければな
らぬということをおつしやるのじやないかと思ひま
す。次に進めます。

次に、現職教員で例えば研修をやりませう。そ
ういう研修に出た人の後、出る人の勤務態様、あ
るいはその欠員の補充とか、また例えば進学する
ような場合、長期に行く場合の経験年数とか、こ
ういふことについては身分の保障とか予算の上で
万全を期していただきたいと思ひますが、どう
ですか。

○中島國務大臣 現職教員の方々が免許状を取
得する際の研修期間における勤務の扱いですとか
研修に伴う欠員補充等につきましては、研修の形
態、時期、期間等によりまして異なつてまいりま
すので、一概には申すわけにはまいりませぬけれ
ども、可能な限りの配慮をいたしたい、このよう

に考えます。
○馬場委員 また原則に戻りますけれども、教員
養成の開放制というのは絶対守つていきたい、そ
してまた免許取得にかかわつて大学の自治とか
自由とか学問研究の自治とか自由とか、これを侵
してはならない、これはもうはっきりしておると
思ふのですが、どうですか。

○中島國務大臣 おつしやるのとおり、今回の改正
によりまして、繰り返すようでありますが、教員
養成における開放制の原則を後退させることは考
えておりません。

○馬場委員 学問研究の自由というものを侵さな
いといふことは、答弁漏れですよ。
○中島國務大臣 失礼いたしました。
開放制の原則を後退させることは考へていない
といふことはもちろんであります。免許状の取
得のために必要な単位数の引き上げやあるいは修
得すべき科目の増加をいたしますけれども、それ
によつて大学の自治や学問の自由を侵すべきでは
ないと考へております。また、現職教員が専修免
許状を取得する場合には、大学または
教育委員会による認定講習等単位修得の機会を提
供するように指導してまいりたいと思ひておりま
す。

○馬場委員 社会人の活用のための特別免許状や
特別非常勤講師制度が設けられておるわけでも
が、これはもう簡単に原則だけ聞きますけれども、
教員養成は大学で行うという原則の上に立つてこ
の社会人活用のための特別免許状とか特別非常勤
講師を考へていく、そうしてその量についてはや
はりそこにおける教員とかあるいは地域社会が納
得して、そういう非常勤講師ばかりたくさんに
なつてきては困るわけですから、そういう教員
とか地域社会が納得するような運用を指導してい
かなければいけないと思ひますが、どうですか。

○中島國務大臣 おつしやいますように、特別免
許状制度や免許状を有しない非常勤講師の制度に
つきましては、教員養成は大学で行うという原則
に立ちまして教員や地域社会の理解が得られる

ような運用を図るよう指導してまいりたいと思
ひます。

○馬場委員 いろいろここで議論されましたが、
この法を施行するに当たつてやはり大学の関係者
とかあるいは関係の教員とか十分に話し合ひを
してこれを施行していく、そしてこの国会でいろ
いろ議論されました。こういう議論を實際市町村教
育委員会とか現場において逸脱しないように指導
していく、そして逸脱をしたようなことがあつた
ら直ちにそれには指導助言を与えて是正させるべ
きであると思ひますが、どうですか。

○中島國務大臣 今回の改正法の施行に当たりま
しては、大学の関係者、関係教員に十分な周知
を図りたいと思ひます。法律の運用に当た
りました場合には、必要に応じて指導助言を行
いたいと思ひております。

○馬場委員 最後に、ここでも議論されましたけ
れども、教育というのは教員がその能力を十分に
發揮できるように教育環境とか人間関係が必要で
ございますし、そういう中で児童生徒と教員、
父母が豊かに触れ合つてお互いに信頼関係を確立
して行われなければならぬし、その原則は、言
いましたように憲法と教育基本法に基づいて、そ
ういふ中で信頼関係を確立しながら行き届いた教
育で児童生徒の個性と能力を引き出し、豊か
な生き生きとした学力と人間を育てるものでなけ
ればならないと思ひます。この免許法の改正
によつて行政が不当な介入をして教員の管理と
か支配とかを強化するものであつては絶対いけ
ないと思ひますが、どうですか。

○中島國務大臣 おつしやることに關して、繰り
返すようでございますが、教育は教員がその能力
を十分發揮できるように教育環境の中で児童生徒
と教員、保護者が豊かに触れ合う相互信頼関係
を確立いたしました、行き届いた教育を行うこと
によつて児童生徒の個性と能力を引き出し、豊か
な生き生きとした学力と人間性を育てなければな
らないものと思ひております。

また、今回の免許法の改正によりまして、行政機関が不当な介入を行い、教職員を不当に管理、支配することはないと考えております。

○馬場委員 現場を知らないから、ないと言っている。あつたときに指導しなさい、そういうことはあつてはいけないことを言っておるわけですから、そういうぐあいにしていたらいいと思います。

そこで、余り時間がないのですけれども、一応免許法の質問の次に教育界、さつき言いましたように特に文部省というのあり方というのは、大臣も言わなくてもわかっていると思うのですが、高石問題の疑惑なんかというのはあつてはならないことだと私は思うのです。文部次官という最高の職務にあつた者の疑惑が出たわけですが、文部大臣はこの事実をどう受けとめておられますか。

○中島國務大臣 冒頭にも御発言ございました。私から改めてお答えをいたしますが、高石前文部事務次官の問題につきましては、私自身昨日の報道で知りまして驚いておる次第でございます。

今回のこの株の購入問題でございますが、これは御本人の意思——また報道によつて読みましたけれども、これは御本人であれ夫人であれ、こうした行為は慎重さを欠いたものであつてまことに残念だ、このように考えております。今後私どもとしては、高石本人からさらに詳しい事情を聴取いたしたいと思つておりますし、また一方、省内の職員に対しまして厳正な職務上の指導をしてまいりたい、こう考えまして、昨日事務次官、官房長にその点を伝えまして、厳しく省内に徹底してまいりたい、このように考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、このような慎重を欠いた行為によりまして、せっかく文教行政、誠心誠意御審議をいただき進めておりますのに、この文部行政に不信の影が落ちるようなことがあればまことに残念だ、このように考えておる次第でございます。

○馬場委員 慎重さを欠くとか残念だとか、そういう程度のものですか。こういう疑惑が文教の教育界の総本山文部省で行われている。そうしたから、そういう文部省は教育を語る資格はないのだ。こういうことを明らかにしなければ、教育を語つたつてだれも、国民も子供も信用しないわけですよ。そういうぐあいに深刻に考えて対処しなければ、遺憾であり残念だということぐらいいでは話にならない答弁だと私は思います。

具体的に聞きますけれども、高石さんから事情を聞いたのか聞かなかつたのか。聞いていなければ——これは今まで官房長が何回か聞いたところ、けれども、そういうことはないと言つておつたところが、ばれると、あつたと言つておつたところの経過も聞いておるのですけれども、大臣は本人から直接聞きましたか。

○中島國務大臣 私の責任において聞かせたと申し上げた方が正しいと思つていますが、実際には官房長が電話で、というのは地理的に離れておりますので、とりあえず電話でお聞きをしたということでございます。

その詳細につきましては、繰り返しましても昨日現在新聞で報道されました部分のとおりでございます。より詳しいあれがございましたらば、政府委員から御答弁させます。

○馬場委員 事は教育界であつてはならぬことが起きている、文部省で起きているわけですから、これは一日も早く解明をして、真実はこうであるということを子供の前にも父母の前にも明らかにしなされる問題ですよ。そういう意味において、これは委員長、うちの理事が理事会において高石前文部次官をこの委員会に証人喚問をせよという主張をいたしておりますから、文部省も明らかにしなされると思つておられると思つて、証人喚問について配慮をいただきたいと思つて、どうですか。

○鳩山(邦)委員長代理 これは、先ほども理事会で話題になっておりましたが、理事間で御協議を

いただきたいと思つております。

○馬場委員 新聞が伝えておることは大臣も知つておられるし、官房長を通じて電話で問い合わせ御存じと思つておられるけれども、これはもう教育的に考えてというよりも常識で考えて、例えば高石さんの報道機関に対する説明によりまして、妻が自分の知らないうちに未公開株一百万株を、しかも高石さんの名義で取得しておる、その取得する資金もファーストファイナンスから三千万融資を受ける、こういう三千万という大金を奥さんが融資を受ける、高石さんは知らなかつたとか、こういうことは世間では通用しない話ですよ。ましていわんや教育というものの、真理、真実を追求するという教育界の最高官僚がこんな子供だましのかげた世間に通用しないような弁解をしておる。これは私は絶対に許せないことだと思つておる。真理、真実を追求するのが教育でしよう。そういう面において、例えばいつ、どこで、だれが、どうした、こういうことが明らかにならなければわからないわけですよ。妻がどうした、こうしたというこの弁明を大臣は信用されていますか。

○中島國務大臣 現在聞き及んだ範囲は、先ほどお答えをしたとおりでございます。ただし、現在の時点でありまして、申し上げましたように、本人であれ夫人であれ、同じように残念な行為であつた、私はこのように考えております。

○馬場委員 その次官が、文部省の中核の、しかも一番ウエートの重い教育課程審議会委員、大学審議会委員に江副氏を任命しているんですよ。江副氏を教育課程審議会委員に任命したとき、大臣、次官、担当局長、担当課長の名前を言つてください。それから大学審議会委員に任命したとき、大臣、次官、担当局長、担当課長の名前を明らかにしてください。

○加戸政府委員 教育課程審議会の委員を発令しましたときの担当大臣は松永大臣でございます。事務次官は官地事務次官、官房長は面崎官房長、担当局長がたまたまお話の出でございました高石局長、それから担当課長は小学校課の熱海課長でございます。

それから大学審議会の委員の発令の際の役職でございますが、大臣は塩川大臣、事務次官は高石事務次官、古村官房長、担当局長は現事務次官の阿部局長、担当課長が遠山企画課長でございます。

(鳩山) 委員長代理 委員長着席
○馬場委員 大臣、今教育課程審議会委員、大学審議会委員に任命したとき、大臣、次官、担当局長、担当課長の名前が言つておられる。省内の幹部あるいは退職された方々につきましては、高石事務次官を除かれまして、ほかにはそういったような事実はないということを確認いたしております。

○馬場委員 高石さんには加戸さんが三回か電話で確認したと言つておる。そのときにはもらつていない、取得していないと言つておる。ところが、報道機関にあらわれたときには言つておる。大臣、もう一回大臣から言つた人々には聞いて、そして事実をこの委員会に明らかにしてください。

○中島國務大臣 ただすべきはただしたいと存じております。また、官房長の方からも、先輩といえ、職員といえ、さらに確かめるといふことは今までもしておりますが、それを信じたいと思つておられるけれども、念のためにさらに確認をさせたいと思つておる。

○馬場委員 大臣、高石さんは報道機関の記者会見で、私は、こういう委員にするときには下から

見で、私は、こういう委員にするときには下から

見で、私は、こういう委員にするときには下から

局長から上がってくる、それを認めただけですと言っておるのですが、この教育課程審議会委員に任命したときは自分が局長だ。自分が上げて張本人になつてゐるわけでございます。

巷間伝えられるところによりますと、文部省なんかも言つてゐるじゃないですか、とにかく、例えば教育課程審議会委員というものについては、大臣がやはり短大の人を入れたらどうか、短大関係者がおらぬじゃないか、短大のある学長を予定しておつた、ところが、江副さんがいいと言つて、この高石さんが押し込んで来た。あるいは大学審議会委員のときには、文部次官の方が、官邸筋からこれを入れるという話だからこれを入れなさい、自分でやつたということが巷間伝えられておるし、文部省の中でもそういうことを言つておる人がおるわけですよ。こういう人が全然めくら判を押したとは言えないわけですよ。

そしてこのことは、当然、一万株譲り受けた、その後こういう委員にしているということ、これはわいり、收購事件じゃないですか。このことについて、文部大臣、高石さんはその任命したときに職務権限が——例えば任命したときわいりが行われておつたとすれば職務権限があるのかないのか、はつきりしてください。

○中島国務大臣 今おっしゃつた委員の選任につきましては任命権者は文部大臣でございますが、その選任にタッチする職務にあつたということは事実でございます。しかし、それがわいり性があつたかどうかというところは、これは司法当局の御判断にまづ以外にない、このように考えておるわけでございます。

しかし、それがあろうとなかろうと、ないといつたとしても、そのような時期にこのような経済行為を行うということは甚だ残念な行為であつた、このように申し上げたわけでございます。

○馬場委員 取締行為であるかないかということまで調べて調査してもらつてをまず要求しておきたいと思つておられます。

考えてみますと、だれでも常識的には知つてい

るのです。労働省の事務次官は一千株ですよ。文部省の事務次官は一万株ですよ。そしてリクルートという会社、これは就職、進学、そういう情報会社でしょう。いかに文部省に関連があるかということにはわかつてゐるし、特別の委員にも委嘱をしてゐる。労働省は特別の委員に委嘱なんかしてゐない。いかにこの疑獄が文部省関係に深いかということにはわかつておるわけですよ。

高石さんは名前が出ました前の森文部大臣と非常に近いということではだれでも知つてゐる。そして、これもまた疑惑が出ておられます藤波元官房長官とか渡辺政調会長というあの人たちも、選挙事務所開きに行つて激励の持ち上げる演説をしてゐるじゃないですか。みんな疑惑に関係ある人が高石さんの周囲におるし、逆に江副さんをそういう人に紹介した人は高石さん本人が紹介しておる、これも言われておるわけでございますから、これはわいり性がないうて言えないはずですよ。

これについては大臣にもこの間本会議で私は質問いたしました。例えば、四千株は自分がつくつたところの生涯学習振興財団に寄附すると言つてゐる。選挙運動をしておる者がこんなのを寄附するのはこれは刑法違反でしょう。こんなばかんなことまで言つてゐるし、ごまかしておる。これは根柢に非常に深いと思つてゐる。だから、この間私は本会議で竹下さんにもあなたにも質問しました。陛下に冠を正さずと言つてゐるでしょう。とにかく陛下に冠を正さずという、疑われることはしないというところでしよう。そしてまた、我々がつくりました政治倫理綱領の中に、疑われるようなことをした場合にはみずからの責任においてこれを明らかにするということも倫理綱領で私たちは決めてゐるでしょう。大臣もそれに参画してゐるでしょう。

そういう意味で、この問題については疑獄、犯罪、こういう疑いから、これは事実がこうだということをお大臣は責任を持って明らかにすべきであると思つておられますか、どうですか。

○中島国務大臣 三つのことを申されました。私

どもは、今後とも詳細な事情について速やかに聴取したい、こう考えておられます。

ただ、これに犯罪性があるかどうかということについては、最終的には司法当局の御判断にまづということになると思つてゐます。また、大変残念でありますけれども、こういうことで文教行政の信頼を損なひませんように、私も一層の努力をいたしたい、このように考えておられます。

○馬場委員 大臣、子供があなたに質問したら何と答えますか。高石さんのことはどうですかとあなたに質問したら、あなたは何と答えるのですか。子供というのは大人の後ろ姿を見て育つと言われているでしょう。その一番の国会議員、教育の中核、総本山、それを担当しておる文部大臣がそのから、きちんとあなたの方が、実はこうこうこういうことでこれは悪かった、そして今後はこういうことにはしない、こういうことを明らかにする責任がある、それをしなければ教育は語れないということをお最後に申し上げて、私の質問を終わります。

○中村委員長 次に、鍛冶清君。

○鍛冶委員 今馬場委員から質問がございましたが、前文部事務次官の件につきましては、私も

は、教育に携わる本山にいた中心者がそういう問題を起こしておつたということについて、道義的にも極めて遺憾なことである、こう思つてゐます。ただ、きょうはこの問題につきましては集中的に審議するという流れになっておるわけで、大臣も十一時からまた税特委の方に呼ばれておるといふようなこともございます。したがつて、きょうは極めて残念ではございますが、この問題はまた理事間で、けさほどの理事の協議の中で、集中的に審議してはどうかと証人喚問してはどうかと、いろいろ意見が出てまいりまして、この件をこの委員会と並行しながら、また、その後でも理事会で話をまとめて取り扱ひをするという方向になつております。また、ここで私が質問を申し上げたとしても、ただいま馬場委員から御質問があつた質問の内容を出るものを持ち合わせてもおりません。重ねて時間をとるといふことは、私きょう、教員免許法の締めくぐりの質問の中で、ぜひ質問を申し上げたいこともございますので、この問題は理事の協議の中ではつきりさせるとして、ただいまから教員免許法の改正案の問題について若干お尋ねをして締めくぐりの質問にさせていただきます、こう思つてゐます。

最初にお尋ねをいたしますが、我が国における教員養成に対するこの教員免許法、たしか昭和二十四年でございますか施行されて、多少改正は行われてきましたが、ずっとこれまで行われてまいりました。今回大変重大な改正になつておるわけでございますが、この間について、教員養成に対する評価について大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思つてゐます。

○中島国務大臣 御指摘の点は戦後の我が国の教員養成についてでございますが、教員養成は大学における養成を原則といたしまして、大学が中心となつて豊かな教養と高い専門性を備えた教員を育ててまいりました。また、開放制の原則のもとに、教員養成大学・学部と一般大学がそれぞれの特色を生かしまして両者相まって幅広い人材を教育界へ送り出してきてゐると考えております。戦後の我が国の学校教育の発展は、このような質の高い教員が支えてきたものと考えております。ただ、社会の進展に伴ひまして多様化、個性化、国際化しております。そういう中でさらに幅広い分野から教員を迎え、そして教員の資質をさらに向上させていくことは、当然のことながら必要である、このように考えております。

○鍛冶委員 そういう流れの中で教員の資質向上ということには非常に大切なこととございまして、これは先日の質問の中で最後に教員の資質の問題で大臣にもお尋ねをいたしました。この教員免許法を初めいろいろな形の中で教員養成が行われてきて、今大臣の評価につながつてゐると思つておられますか、ここで、閉鎖制、それから開放制という問題が起こつてくる中で、一つには、教員養成をやつ

ておる、免許取得単位を取れるようにやっておる大学側の教え方といいますが、こらあたりが大変いろいろと批判的な話が私どもの耳によく伝わってまいります。

それはやはり子供たちがいろいろと荒れる状況が起きてきておる、そしてその中で、免許を取るために教える側の大学の先生の方が実際に現場の小中学校等で教えた経験がないというところが教えるときに非常にマイナスになっておって、これがどうも単位を修得してみてもそれが採用されて現場に赴任したときに余り生きてこないというふうな話も随分ございします。そのためには、やはり教育実習をもう少し強化してやるべきではないか。こういうようなことが閉鎖制という言葉にながってきておる、開放制を堅持せよというふうな言葉にもつながってきておる、こういうふうに思うわけですね。

そういう大学側の対応ということについても、これはやはりこの免許法改正の機会に、ただ法だけをはじめるということではなくて大学側の対応についても言うべきことは言っていないかなければならぬ、指摘すべきことは指摘すべきであらうというふうにも思いますが、この点についてはどういうふうにお考えでございましょうか。

○中島国務大臣 御指摘のように、大学で教員養成を担当する教員に教育現場の経験が少ないのではないかと御指摘でございます。その一翼といたしまして、大学における教員養成に当たりましては、教員として求められる実践的指導力の基礎を確実に身につけさせますために小中学校等での教育経験を有する者を活用することも意義があるのではないかと考えております。今回の改正案におきましては、生徒指導に関する科目、特別活動に関する科目等の必須化を予定いたしておりますが、これらの科目につきましては小中学校等の教員や指導主事等を非常勤講師といたしまして委嘱することも教育効果を高めることに役立つものと考えております。

○鑑治委員 次に御尋ねしますが、今回の免許法

等の改正案につきましては、内容をずつと見ましても、総体的に見てみると、どうしても教えるというこの専門性というものに重きを置いて改正がなされておるのではないかと感じられてなりません。

今、実際には世間の多くの方々が求めておられる問題、これはさつきも触れましたように、いじめとかの問題、校内暴力の問題とか、それから家庭内暴力の問題とか、かつてなかったような問題が引き続き起こる中で、これに対応する形での免許法というものの改正、それが盛り込まれた改正が必要ではないか、こういうふうなことを言われているわけですが、この点についていかがでしょうか。

○中島国務大臣 おっしゃるとおりでございます。今日、教員には従来にも増しまして教育者としての使命感、人間の成長、発達に対しての深い理解、幼児、児童、生徒に対する教育的な愛情、教科等に關する専門的知識、そして広く豊かな教養、いつも申しますが、それらを基礎とした実践的指導力が求められているところでございます。今回の改正では、そういう認識に立ちまして、今申し上げましたように生徒指導に関する科目、特別活動に関する科目等を必須とするなど、教職専門教育科目を中心に免許基準を引き上げることにより即した教育を行うことのできる教員の養成に努めていくところでございます。

○鑑治委員 最後にお尋ねをいたしますが、本改正法案が通りますと、大学側のそれに対する対応というものがこれまでの論議の中でも質疑が交わされてまいりました。確かにそういう面が心配されます。特に私立大学関係は、その対応、体制づくりに大変な労力と財力も要るのではないかと、こういうふうにも思うわけですね。

そういう意味を含めて、本改正案をこういうふうに行うという流れの中で、法案が通りましたならば実施までに多少の期間があるわけですが、その間に、各国公立の教員養成系の大学を初

め、特に私立関係の大学でこういう教員養成を扱っている大学等に対しては、相談の窓口、これは先日質問申し上げましたが、情報不足の中でどうやったらいいかということがわからず非常に悩んでおられる大学も随分ございします。情報等も率直に提供しながら、相談にも応じながら、また財政的な問題も措置しながら、また援助をしながら、この体制がきちっとした形で整備ができるように、そして開放制の原則というものが守られていく中でこの教員免許法の改正案がいい形で実施されていくようにその対応をぜひすべきである、こういうふうにも思いますが、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○中島国務大臣 今回の免許基準の引き上げは主としてしまして教職専門教育科目を中心とするものでありまして、また各大学において教職専門教育科目を弾力的に開設することができるところをより明確にいたしましたために、現行の教職専門教育科目の表現を概括的な表現に改めることといたしております。この措置によりまして各大学は必要に応じて教育課程の見直しを行うこととなるわけでありまして、文部省といたしましては、各大学が円滑に対応できまますよう適切な指導助言等を行っていきたく考えております。

○鑑治委員 時間が参りましたので、これで終わります。

○中村委員長 次に、林保夫君。

○林(保)委員 これまでいろいろ審議させていただきました。最後の十分間の質疑ということになりました。

一九四九年以来の教育職員免許法の改正でございまして、これは画期的なものであるということも申し上げるまでもございませぬ。私どもも、今の教育がいいか悪いかという論争抜きにしても、このままでは新しい時代に対応できない、きつちりやらなければならぬということ、臨教審の答申を待ち、昨年八月にやと出て、そして今いろいろとやっておりますけれども、私どもから見ますとおくれがちである、むしろこれを早めて、次

の対応をまたやらなければならぬ時代が来る、このように実は考えておるわけでございます。

一年三月月たつてようやくこれが日の目を見ようとしたときに、過般はわざわざ参考人御四方を招きまして御意見も聞きました。お二方はどうしても早くやってくれ、私もそのような感じであらうかと思うのでございますが、お二人はまた、私もちょっと意外だったのでございしますが、御批判するわけじゃなくて、どっちがいいんだ、どうするかという御提案を申し上げたら、お二人とも現状の方がいいという御判断をされまして、ただ、一人のお方は、大学院制度が定着をしたのだからやはりそれらを教育現場で活用するような方法だけは考えなさいかぬ、まあ言葉少なで申し上げると誤解を招くようですけれども、そういう御議論もあつたようでございました。

したがしまして、これらにつきまして、最後の審議ということでひとつ官房長から、文部行政全般から見て今のこういう時点がどういうところにあつて、今法をどのようになら生かしながら、具体的に申しますと子供たちが生き生きとして学べる、先生もまた生き生きとして希望を持って教えられたいという状況をつくらなければならぬと思うのですが、それらの視点を立ててこれからどのように対応されるかの点を事務局はどうかというのを、大変大事でございしますので、伺いたいと思ひます。

○加戸政府委員 私どもは、文部省の立場としまして、現下、教育上の諸問題がございまして、また国民的な要請等もございまして、それら臨教審答申あるいは各界の御意見等を踏まえながら文部行政を展開する立場にあるわけでございまして、その意味におきまして、現在いろいろな指摘のある問題点は緊急を要するものからできる限り着手をし、そしていろいろ御意見を伺うべきものは意見を深めた上で対応していく、そういうステップ・バイ・ステップの中で文教行政を展開しようと考えている次第でございします。事柄は、法令上の問題、予算上の問題あるいは行政指導上の問題、多

岐にわたりますけれども、各般を総合的に推進し、
一歩でも国民の期待にこたえる生き生きとした明
るい教育が展開されるような文教行政を目指して
頑張りたいと考えておるところでございます。

○林(保)委員 二点は、昨夜八時からNHKが、
「世界の中の日本・教育は変えられるか・いま何
を教えるべきか」という点でそれなりに大変貴重
な放送があったと思います。学力の点では日本は
大変上だ、そしてまた日本を学ばなければならぬ
という気合いも出ておる。その中で際立つたのは
サッチャーさんの、伝統を踏まえて教育をやらな
ければいかぬ、こういうことで大変強い姿勢で、
やはりこれから変わっていくという判断をいたし
ました。その中で、本法の中にもあります社会人
の活用問題について、イギリスの場合は教育現
場を活性化するためにはどうしてもそれが必要
だ、こういうふうなこともきのう訴えておられま
した。つきましては、事務当局の皆さん方は社会
人の活用について本法を踏まえてどのようにやら
れますか、局長の御答弁をお願いしたい。

○倉地政府委員 先ほどから御議論になつてい
るわけでございますけれども、私ども、現在の学校
教育に求められておりますのは、社会の進展に応
じまして情報化、国際化、それから社会の複雑多
様化ということに即応しつつ学校教育も対応して
いくことが課題ではないかというふうに考えてい
る次第でございます。そういうときに、立派な先
生方がたくさんおいでになるわけでございませ
んが、さらに、社会生活の中で社会と密着した体験
をお持ちの方々もぜひ学校へお招きしまして、学
校の中の教育活動がさらに活性化し、時代に即応
したものとつなげていくことを期待しているわけで
ございまして、そうした観点から、特別免許状で
ございましてか免許状を持たない非常勤講師を特
別に採用することができるといふような制度も御提
案しているわけでございます。

ただ、この制度につきましては、大学における
教員養成という原則もございまして、そうした
ものとの調和の上に立って適切かつ有効に活用し

ていくことが一番大切ではないかというふうに考
えている次第でございます。そうした点につき
まして今後とも十分努力してまいりたい、さよう
に考えている次第でございます。

○林(保)委員 それでは中島大臣に。今までいろ
いろと御決意を承りました。しかし、なおきわめ
切れない問題がきょうも新聞紙上で大変大きく出
ております。文部行政のかなめにある森喜朗元文
部大臣、高石邦男前文部次官、これにつきまして、
大臣、時間がありますから率直に承りますが、
けさ閣議で総理がどういふ発言をされたか、承り
たいと思つております。

○中島國務大臣 二つ御質問がありまして、端的
に、今回の高石前事務次官の問題は大変残念で遺
憾な問題だと思つております。
それについての閣議での御発言はきょうはござ
いませんでした。また、閣議そのものが時間が非
常に短い閣議でございまして、御発言はございま
せんでした。

○林(保)委員 私も、一国会議員でございませ
んけれども、国民の一人でございまして。そういう視点
から申しますと、李下に冠を正さずと言つて、秘
書が手をつけ、もう冠を正しているわけですね。そ
して、こういう重大なときに総理が何一つ閣議で
発言できないような、国政は一体どうなつてい
るんだ、こゝろ私は断ぜざるを得ないような心境で
ございませぬ。

昨日、大臣の本件にかかわる御答弁を聞きまし
た。本当に大臣も残念だと思つております。それしかな
かつたかな。しかし、その同じ報道の中で、大臣、
けさの新聞ごらんになりましたか、怪文書を
正確に言つた方がいいのではないかと、時間があ
りませんから読み上げませんけれども、怪文書でた
びたび、前から知つていた、こゝろ言われる。大臣
は今何と言われましてか。きのう初めて知つた。
これで本当の国政調査権というのは機能している
のだからか。

もう一点は、行政府というものがある、ここに
は自浄作用がないのか、私はこの点をはつきり問

いたしたいと思います。これがきつちりしておるなら
ば、言わずもがなですけれども、犯罪を前提とし
た地検が入る必要もなかつたかもしれませぬ。ま
ことに不幸な事態と言わなければなりません。し
かも、冒頭申し上げましたような画期的な法案を
きょう採決するその日でございます。大臣の御所
見を改めてお伺いしようと思つております。これら
どうするのだ、この視点で問題に取り組んでい
なければならぬと申し添えて、大臣の御答弁をい
ただきたい。

○中島國務大臣 今回の高石前事務次官の問題に
つきましては、昨日報道された域を出ませんけれ
ども、なおかつその中でも、本人であつた夫人であ
れ、これはまことに配慮を欠いた、慎重さを欠い
た行為であつたということで、私は残念至極に存
じております。

けさ総理から特に御発言はなかつたということ
は事実でありますけれども、私は無言のうちにも重
みを感じておりました。当然文部省自身が速やか
にさらに詳細な事情を聴取をいたすということに
努めたいと思つております。また、先ほど申しまし
ましたが、内部的にも一層厳正なる職務に専念いた
しますように徹底をいたしてまいりたい、こういう
ことで昨日既に事務次官、官房長を通じて伝えさ
せ、これを省内に徹底をし、せつかく先生方がこ
の教育改革に即して誠心誠意御討議をいたしてい
ております中で、それを汚すようなことが一点たり
ともあつてはならない、このように感じておる次
第でございます。

○林(保)委員 時間が参りましたが、冒頭申し上
げましたように大事な時期でございます。各国も
そういう状況でございます。現場で生徒また先生
が希望を持って生き生きといかれるように処遇の
問題、財政的な問題、施設の問題を含めてきつち
り対応いたされませうと要望申し上げたいと思つ
ます。そして、言うまでもなく国政、行政を預か
るものものさういふことがなく、行政を預か
らない、このことを厳重注文をつけまして質問
と、終わりたいと思つております。ありがとうございます。

○中村委員長 次に、山原健二郎君。
○山原委員 きょうの委員会の運営については、
私は認めておりませぬ。これは委員長にはつきり
申し上げておきます。幾つかの、法案について疑
問が生じておることは間違いない。それと
きょうのこの委員会の運営の仕方、私は非常に不
満であります。きょうは税制特別委員会が初めて
税制問題の審議に入るといふことで、二日間は、
全国民が見ておる中で、しかも全部テレビ放映さ
れておりますが、その委員会には全大臣が出席し
ております。文部大臣だけですが、ここに来ておるの
は、この委員会だけ動いておるのです。これは全
く驚くべきことです。私は、文部大臣は高石問
題を契機にしまして、あの委員会へみずから出席
をして事態を明らかにするといふ気迫を持っても
らいたいです。この委員会だけやつておるの
です。しかも、物すごい反対があるのです。賛否
両論のあるこの法案を本日議決して通すなどとい
うことは断じて許せぬ。この点、私は冒頭に申
し上げておきたいと思つております。

何となくこの委員会が、率直に言つてだまされ
たような感じで開かれておる感じがする。私
は全国民に対する責務としまして、大臣は税制特
へ出席をして事態を説明するために積極的にやる
べきです。

今度の問題は、女
部の省、総力を挙げて事態解明
のために努力をしなければなりません。そうでな
ければ、まだ出てきますよ。高石氏のごとき者が
まだ出てきますよ。出てこないという保証は全く
ないではありませんか。私はこういう点から考え
て、生易しい問題ではないといふこと、このこと
を肝に銘じていただきたいと思つておる。しか
も、高石君の場合は、六十一年九月に株を譲渡さ
れまして十月にこれを売却している。六千株です
ね。まだ四千株持っているといふ。四千株、今三
千円の上積みでしょう。四千株、三、四、十二、
千二百万円、これを彼はどう言つておるかといふ
と、自分のつくつておる生涯教育何とかがいふもの、

の職種と同様にその者の学歴及び勤務年数によって決定することとされておりまして、その者の有する免許状の種類によつてはいないわけでございます。

このように、教員の給与上の扱いにつきまして、教員免許制度とは別個の給与制度により定められておられるものでありまして、免許状の種類改善が給与上どのように評価されるかということとは給与制度において検討されるべきものであると考えます。したがって、免許状の種類改善が直ちに給与の扱いについて現状を変更するものとはなっておりませんことから、給与の扱いについて現状を変更することは考えていないと答えたものでございます。

また、免許状の種類改善を給与上どのように評価するかという問題は、仮にそのようなことがあり得るとすれば、給与制度において今後検討されるべきことであるから、現在のところ、現状を変更することは考えていないと答えた次第でございます。

○山原委員 依然として疑問が残ります。この点は明らかにしなければ、法そのものの性格が変わってまいりますので、これは明確にしたいです。この点は、理事会を開いてやっていただきたいと思ひます。

もう一つの問題は、いわゆる一種から専修をお受けになる方、また二種から一種をお受けの方、私は、一種から専修をお受けになる方は七十一万と一昨日言いましたが、この膨大な先生方、現職の先生方は、この法律が成立することによってこれを受け入れ、あるいは認定講習あるいは大学院における研修、そういうものをするところの計画がないのでしょうか。四月からこの法律が動き出したときに、その計画がないときに、七十万の専修をお受けになりたいと希望している先生方はどうするのですか。大混乱が起ります。この点について計画書を出してください。この計画書が出なければこの法律の審議はできませんから、いかがですか。

○倉地政府委員 一種免許状が教員に求められる資質能力の標準的な水準を示すものというふうには私どもは御提案申し上げておる次第でございます。そういうことから、一種免許状を有する教員に専修免許状の取得の努力義務も課していないというところでございます。そうしたことで、この法案は、今後とも一種免許状の所有者が学校教育の場において中心をなしていくものというふうにご覧に考へておる次第でございます。

ただ、一種免許状を有する教員が積極的に特定の分野について深い学識を積むことは教員組織全体の資質の向上につながるというふうにご覧に考へておるわけでございますから、私どもとしては、引き続き大学院修士課程への派遣等について配慮すると同時に、認定講習等、できる限り単位修得の機会が得られるよう努力してまいりたい、そのように考へておる次第でございます。

○山原委員 当然、法案のできる前にそれらの計画は出されるべきなんです。これが委員会の持っている責務ですね。したがって、私は、時間がない、時間がなくおっしゃいますけれども、時間の問題で処理すべき法案ではないと思つております。だから私は認めていない。(発言する者あり)認めていない。

だから、委員長にお伺いしますが、私のこの質問がこれから終わります、終わりますけれども、質問が終わつたら直ちに理事会を開いていただきまして、馬場委員からも提案のありました証人喚問、特に、私は今まで四名の証人喚問を要求しておりますが、これに高石氏を加えまして、五名の証人喚問を要求いたします。そして、この高石問題、リクルートに関する集中審議をしていただきたい。このことを、私のこの質問の終了の後で直ちに理事会を開いて理事会の御決定をいただきたい。このことを強く要求いたします。今の質問はこれで終わらせていただきます。——理事会を開いてください。

○中村委員長 これにて……(発言する者あり)委員会後に各党で協議をさせていただきます。

○山原委員 当然だ。委員長、当然です。

○中村委員長 各党で協議をさせていただきます。

○山原委員 委員長、開けばわかる。(発言する者あり) いやいや、認めていない。

○中村委員長 予定の時間が過ぎておりますので、御協力ください。予定の時間が過ぎておりますので、御協力ください。

○山原委員 認めていません、私は。(発言する者あり) しかも、疑問がいつばいあるじゃないですか。

○中村委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中村委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤敬夫君。

○佐藤敬夫委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、教育職員免許法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行うものであります。

教員の資質能力の向上こそが父母、国民が現在の学校教育に求めてやまないものであります。教員としての資質能力は、養成、採用、現職研修の各段階を通じて形成されていくものであることから、このような国民の教育に対する負託にこたえるためには、それぞれの段階を通じて、教員としての資質能力の向上を図るための方策を総合的に講ずる必要があるものであります。大学における養成においては、教科・教職の基礎的、理論的内容と実践的指導力の基礎の修得に重点が置かれるべきであり、採用後の現職研修においては、それらの上に立って、さらに実践的指導力を向上させることに重点が置かれるべきものであると考へるものであります。

大学における養成に引き続き、採用後一年間にわたる現職研修については、さきの通常国会においていわゆる初任者研修法案が成立し、来年四月

より本格実施ということになっておりますが、本法案が成立することにより、養成、研修のそれぞれの段階について、一貫した考え方に立つて適切な改善を図ることが可能となるものであります。

情報化、国際化に代表されることく、学校教育を取り巻く社会の状況は急速に変化しております。また、学校教育についても、学習指導要領の改訂等教育の内容・方法の改善が図られております。他方、いじめ、非行、登校拒否など困難な問題も生じています。これらの状況等に応じた実践的指導力を身につけるため、本法案は、組織的、体系的な養成教育を行うことができるよう免許基準の引き上げを行うことといたしております。

また、専修免許状を新設し、特定分野において高度の専門性を身につけた者を教育界へ招致するとともに、現職教員の修士課程等における自発的な単位修得意欲を喚起する方策を講ずるものであります。なお、一部に、免許状の三種類化は学歴主義を助長するのではないかなどの危惧の声があります。しかし、三種類の免許状は、いずれも普通免許状である教諭の免許状であり、担当し得る教育活動は何ら変わることはないことを考へれば、一部にある懸念は、全くの杞憂にすぎないと思ひます。

さらに、社会人として有為な人材を教員として活用するために特別免許状制度及び特別非常勤講師制度を創設することは、学校教育の多様化に適切に対応するために必要であるとともに、広く一般社会から教育に熱意を持つてくれた人材を教育界に迎え入れることにより、教員組織の活性化を図ることも可能となるものであります。なお、今回の社会人活用については、特別免許状の授与要件を厳格に規定するなど、大学における養成の原則を踏まえ、それとの調和を図つておるところであります。

我が国の教育が直面する厳しい状況を真剣に考へるならば、教育行政の果たすべき役割、責務にはまことに重大なものがあつて、父母、国民の大きな期待を背負つておるところであります。国民の

本法案に対する賛成の声を真摯に受けとめ、委員各位が本法案の趣旨に賛同されんことを願って、賛成討論を終ります。(拍手)

○中村委員長 次に、佐藤徳雄君。

○佐藤(徳)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、教育職員免許法等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

まず、討論するに当たり、教育職員免許法の根幹にかかわる基本的な事柄について申し上げます。

教育職員免許法は、戦後初期の民主的改革の一環として一九四九年に制定されたものであります。戦前の師範学校を中心とする閉鎖的教員養成制度を否定し、大学における教員養成、開放制免許主義、教職の専門職制と現職教育の重視などを原理として成立したものであります。それが、戦後の教育の発展、とりわけ教師の力量形成や連帯の強化に果たした役割は極めて大きかったと言えるのであります。したがって、学問の自由と大学の自治を根幹に据えた大学で教員を養成するという戦後の教員養成制度改革の理念をなし崩しにしてはならないというのであります。

開放制の原則は、広く一般大学の卒業生にも教職への道を開くものとしたものであります。教科の専門性や指導技術にのみ偏った画一的な教員であるべきではなく、幅広い教養と広い視野を身につけていることが期待されていたからであります。

しかるに本法案は、教育職員免許状を三種類に種別化し、階層化し、その修得単位数を引き上げることによって、戦後長年にわたって続けられてきた開放制の原則を踏みにじるものになってきていることは厳しく指摘しておかなければなりません。偏差値の輪切りによる受験競争の激化によって、知識偏重教育の中に子供たちは押し流され、さらには、いじめや非行等が教育荒廃に拍車をかける結果を引き起こしてきたのであります。こうした問題を断ち切るためにも、教育基本法が求める人格の完成へと子供たちを導くことこそが改めて大切になってきているのであります。教師間の

相互連帯とたゆみない自己研修の積み上げは、毎日の授業や生活指導に必ず生かされます。そして、子供たちが持っている無限の可能性を引き出してやるのが教育なのではないでしょうか。それは免許状の種類によって変わるものではないのであります。それだけに開放制の原則はますます重要視されなければなりません。

本法案は、免許状を三種類化し、教職科目の単位数をふやすこととしております。このため、専修免許状は極めて限られた教員養成機関でしか取得できません。単位修得に対応できるのは、国立の教員養成専門の大学院ですら二十九大学院に限られることは、文部省も委員会答弁で認められたのであります。これでは、私立大学に至ってはその単位修得は絶望的と言っても過言ではないのであります。これまた開放制の原則に反することは明らかであります。

次に、免許状の種別化は教員の格付になり、教員を学歴で判断することになりかねないという点であります。免許状の階層化は、教師の単位取りや進学、昇進志向をあおり、正常な研修、研究による教師の力量形成の努力を妨げ、教師の日常不断の努力に対する評価を誤らせることになってしまっています。

本法案は、上級免許状の取得を義務づけております。問題はその内容と方法であります。現行法では十五年間を問題なく勤め上げた二級免許状所持者には無条件で一級免許状が授与されていましたが、改正案では十五年間に所定の単位を修得しないと経験年数による評価はゼロにされてしまうのであります。このことは教育の現場主義を否定し、教育経験を軽視するものであります。既に触れましたように、教師にとって重要なことは、教科指導や生活指導を通して子供たちと真剣に取り組むことであり、そのために必要な研さんを積むことであり、まさに教育現場を無視したやり方と言わなければなりません。

さらに上級免許状を取得するために大学や大学院で単位を修得しなければなりません。教師の

自発的意思で自由に通学できることにはなっておりません。入学には任命権者の推薦が必要であり、入学先も任命権者によって制約されることは委員会審議でも明らかになっております。上級免許状の取得義務が教師の差別と選別に利用され、教師が子供たちの指導に情熱を持つ以上に任命権者の顔色をうかがうことになってしまいます。これでは到底まともな教育は行い得ないのであります。

次に、特別免許状の問題であります。社会で活躍する人々の協力を得て学校教育を運営することは極めて有意義であると思えます。しかし、そのことは社会人に簡単な単位数で免許状を与えるというのではいけません。一方で教職単位を引き上げなければ教育の専門職として不十分であり、初任者研修をも義務づけるとし、他方では教育の素人に免許状を出すとする文部省の論理は、明らかな矛盾であります。

最後に指摘したいことは、本法案の提案に当たって文部省が関係者からの意見を余り聞いていないということであり、少なくとも教職員団体や教員養成に当たっている大学の関係者の意見を聞くことは当然のことであり、このまま本法案が成立することになれば、教職単位を認定している一般大学はそのカリキュラム編成を変えなければなりません。しかし、一般大学は教員養成のみを目的としていないだけに、その対応は容易ではありません。私立大学では事実上、教員免許状が取得できなくなることを考えられるのであります。

憲法と教育基本法に基づく豊かな教育を進めるためにも、本法案は内容面でも手続面でも問題が多過ぎるものであり、断じて認めるわけにはいかないものであります。最後に申し上げなければならぬのは、リクルートの問題であります。

昨日の新聞、テレビ等で報道され、既に明らかになったように、文部省の高石前事務次官がリクルート社から公開前に一万株を譲渡されていたという問題であります。このことは、教育関係者が

ら出たというだけに極めて重大な問題であります。しかも、文部大臣は、本委員会の席で我が党委員の追及に対し、ないと切り切ったことは明らかで覆ったばかりではなく、その責任もまた重大だと言わなければなりません。元文部大臣もリクルートに関係しており、今度の前事務次官らの行為はまさに許されない行為と言わなければなりません。証人喚問を含めて、徹底的な究明を求めるのであります。

本法案の撤回を要求いたしまして、反対討論を終ります。(拍手)

○中村委員長 次に、石井郁子君。

○石井(郁)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、反対討論を行います。

本法案は、戦後の教員養成と免許制度の改革史上最大のものであり、それだけに慎重かつ徹底した審議が要請されるのは当然であります。法案の内容が全く解明されないままでの採決には断固反対するものであります。

しかも、この法案のもとになっている臨教審答申がリクルート疑惑で汚され、文部省幹部と江副氏との癒着が深かったことは、高石前事務次官の一万株譲渡で一層明白に浮かび上がってきました。リクルート疑惑の解明は当文教委員会の優先的責務であるにもかかわらず、これを放置し、国民的合意を得ていない悪法だけの審議を促進することは断じて許されません。教育の本質からいっても、また政治的、道義的責任の上からも非民主的な委員会運営に厳しく抗議するものであります。

法案に反対する主な理由は、第一に、三段階免許状の導入によって給与上、人事上に格差を設け、教員間に分断を持ち込み、管理体制を強化しようとするものだからです。一九七一年の中教審答申の実現を目指すものであることは明白となり、教師の資格に格差をつけることは、本来、同等、対等であるべき教師間の協力関係や子供、父母との信頼関係を損ない、教師の資質向上どころか教育活動を一層困難にせざるを得ません。

第二は、大学での修得単位数を画的、大幅に引き上げ、詰め込み教育で資格取得を形骸化させようとするものだからです。大学の主体的、創造的な教員養成に反すると言わねばなりません。

第三は、社会人の活用を口実に、大学での教員養成の原則を崩し、安易で即席の教員をつくらうとしているからです。特別免許状や免許状なし特別非常勤講師は不要であり、九万人の臨時教員こそ正式採用すべきです。

第四は、十五年在職による免許上進の特例措置を廃止し、単位修得義務を課したことは教員の差別的扱いであり、権力的な行政研修を一層強化するものだからです。

第五には、教科の省令化や一年の短期養成コースの設置などを初め、原則をゆがめる例外措置を拡大しているからです。

以上から明らかなように、本法案は憲法と教育基本法に沿った教員養成と免許制度の民主的の原則を否定し、時の権力に従順な資質を持った教師の養成と確保を図ろうとする反動的なものであり、今後とも徹底して反対していく決意を述べ、なお、附帯決議が予想されますので、一言申し添えますが、全体として法案を肯定する面もありますので、附帯決議には賛成できないことを表明し、討論を終わります。(拍手)

○中村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○中村委員長 これより採決に入ります。第百十二回国会、内閣提出、教育職員免許法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よって、本家は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中村委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、鳩山邦夫君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。佐藤徳雄君。○佐藤(徳)委員 私は、提案者を代表いたしましたので、ただいまの法律案に対する附帯決議案について御説明を申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、教育職員の免許の重要性にかんがみ、次の事項について、特段の配慮をすべきである。

一 教育職員の免許法等の一部改正の趣旨にかんがみ、学歴社会の助長につながったり、学校における教職員の協力体制の支障にならないよう、運用に努めること。

一 普通免許状の三種別化による人事、給与上の不利益な取扱いを行わないこと。

一 二種免許状を所持する教員が一種免許状を、一種免許状を所持する教員が専修免許状を取得しようとする場合は、本人の意見に配慮すること。

二種免許状から一種免許状への変更が公平・適切に行われるよう配慮すること。

一 特別免許状の授与に当たっては、大学における教員養成の原則が堅持できるよう適切に行うこと。

また、免許状を有しない非常勤講師制度については、免許主義の原則に照らして適切に運用すること。

一 教員養成における開放制の原則が堅持できるような一般の大学における教員養成のための諸条件の整備充実に努めること。

なお、教員養成大学・学部についても大学院を含め、その整備充実に努めること。

以上でございます。

その趣旨につきましては、本家の質疑応答を通

じて明らかであると存じますので、案文の朗読をもって趣旨の説明にかえさせていただきます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中島文部大臣。

○中島国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○中村委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中村委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十七分散会

昭和六十三年十一月十九日印刷

昭和六十三年十一月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F